

最期のときまで安心して暮らせる
東京を目指して

Active Fukushi



東社協 東京都高齢者福祉施設協議会

第17号

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

●東京都高齢者福祉施設協議会 広報誌

アクティブ福祉

平成26年5月20日発行

東京都高齢者福祉施設協議会ウェブサイト
<http://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei>

または **東京都高齢者福祉施設協議会** で検索



SPECIAL REPORT

スペシャル
レポート

東社協 東京都高齢者福祉施設協議会 スタート

表紙写真:これまでの高齢者施設福祉部会、センター部会の主な活動の様子

CONTENTS

アクティブ福祉 第17号

- スペシャルレポート
東社協 東京都高齢者福祉施設協議会 スタート … 1
- 職員リレー 介護職員
「地域貢献事業」に取り組んで ~もっと身近な存在に~ … 4
- ひと言! 物申す! … 5
- 職員研修 Hop Step Jump … 6

- 養護分科会 … 7
- 軽費分科会 … 8
- センター分科会 デイサービス分会 … 9
- センター分科会 支援センター分会 … 10
- ブロック長紹介/健康問題 … 11
- 「アクティブ福祉in東京'14」発表者募集/
編集後記 … 12

スペシャル
レポート

東社協 東京都高齢者福祉施設協議会 スタート

平成26年度より高齢者施設福祉部会とセンター部会の統合により、新しく「東京都高齢者福祉施設協議会」が誕生しました。

東京都内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、デイサービス、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等 1160を超える施設・事業所を会員として組織する協議体です。これまで以上に、地域活動・分科会活動を強化し、サービスの質を高め、東京における高齢者福祉を向上させることをめざして、研修・調査・提言・ネットワーク構築などさまざまな活動を行っていきます。



東京都高齢者福祉施設協議会 会長
白十字ホーム 西岡 修

統合による協議会体制の確立へ

統合にあたっては、賛成だけでなくさまざまな懸念も寄せられました。初年度である本年度は、多様な意見も踏まえて、3つの柱で活動していきたいと思えます。

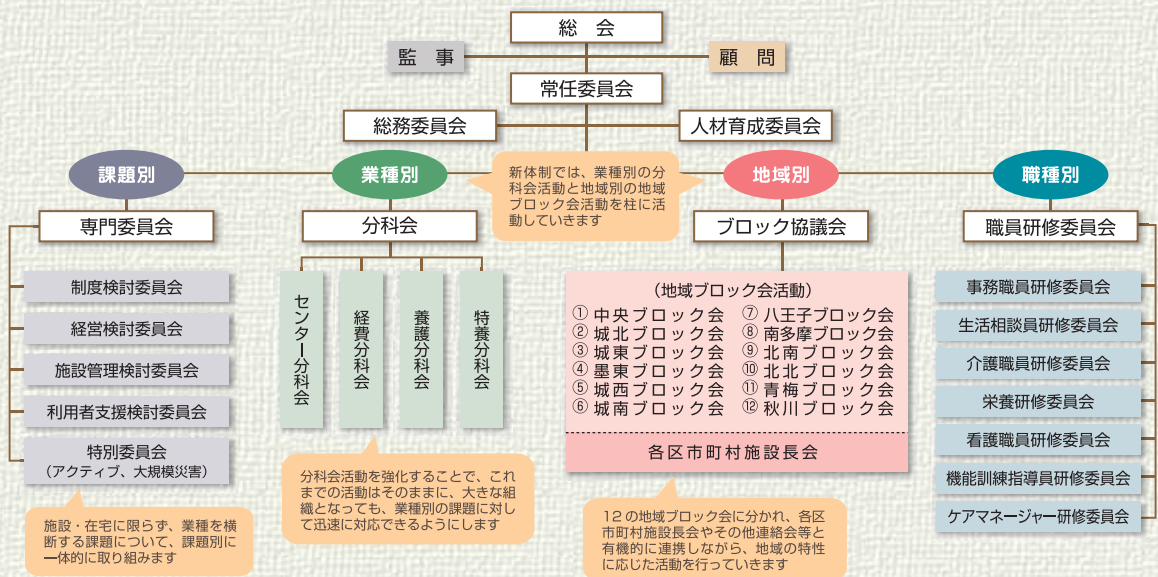
1つ目の柱は、特養・養護・軽費といった施設と地域包括支援センター・デイサービスセンターが、地域のなかで連携する体制を確立していくことです。東京都全体の問題だけでなく、今後は特に区市町村での活動が重要となります。各自治体毎に異なる問題やニーズに対して、私たち協議会の事業者が、地域の福祉拠点として積極的に関わっていくために、今まで以上に地域活動が強化されていく必要があります。

2つ目の柱は、“最期の日まで安心して暮らせる東京”を実現するために、都民の関心を高め、理解を拡げていくことです。介護報酬における地域格差や建替えの難しさなど、大都市東京特有の問題があります。昨

年度、高齢者施設福祉部会はこの東京の課題について、都民アンケートとともに「アクティブ福祉グランドデザイン」としてまとめました。これをさらに発展させながら、それぞれの地域で東京の現状とあるべき方向について、私たち事業者が都民に説明をし、理解をしていただく働きかけをしていきたいと思えます。

3つ目の柱は、社会福祉法人を中心に求められている役割を改めて確認し、都民の多様な福祉ニーズに伝えていくことです。生活困窮者自立支援法や地域医療・介護総合確保推進法などが、平成27年度には施行される見込みです。とりわけ、社会福祉法人の有する専門性や建物設備などを活用して、介護保険では対応できない、深刻化する社会福祉ニーズに対し、私たちは真剣に取り組まなくてはならないでしょう。同じ東社協の社会福祉法人協議会とも連携しながら、体制の整備に取り組んでいきたいと思えます。

東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会 組織イメージ



高齢者福祉施設・事業所の地域でのあり方を考える

2月14日の高齢者施設福祉部会、センター部会の合同総会で行われたシンポジウムにおける5人のパネリストの報告をもとに、新体制における各分科会の課題と“地域包括ケアシステム”の構築に向けてめざすべき方向性をまとめました。

●特養分科会(特別養護老人ホーム)

副会長・特養副分科会長
文京大塚みどりの郷 奈良 高志

特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上に限定され、さらに介護・医療重度者への重点化が求められます。施設・在宅・地域のあり方が大きく変わるなか、特養はソーシャルワーク機能を持つ総合介護エリア拠点として、地域をつなぎ、プラスワンの取り組みを行う基盤となる必要があります。また、東京特有の問題として、地代の高さやそれによる建替の困難性が挙げられます。地域資源である特養の確保を図る取り組みも続けていきます。

●養護分科会(養護老人ホーム)

副会長・養護分科会長
安立園養護老人ホーム 浅原 武納

精神疾患や虐待、ホームレス、刑務所出所者、低所得で身寄りがない、地域で生活できない人などが入所している養護老人ホームですが、その認知度は決して高いとは言えません。財源の問題から“措置控え”などが報道されていますが、地域包括ケアシステムの主導的役割を果たす自治体には、特に養護の存在を理解してもらう必要があります。制度的な位置付けは「復帰施設」ですが、分科会の調査をみても、地域で自立できる入所者はわずかです。しかし、養護独自の専門的支援機能を地域へのアウトリーチで活かしていく必要があると思います。

●軽費分科会(軽費老人ホーム)

軽費分科会長
ライトホーム 池田 清彦

軽費老人ホームのなかには、A型、B型、ケアハウス、特定施設、都市型などさまざまな種類があります。軽費は措置ではなく契約で入所となるため、保証人がいない方の受け入れは経営的に大きな影響が懸念され、課題となっています。住まいは地域包括ケアシステムの基盤です。サービス付き高齢者向け住宅など

多様な住まいがあるなかで、関係機関と連携しながら、地域で生活できない方を一度受け止めて、軽費の持っている機能を活かし、地域へ戻していくということも今後求められる役割だと思います。

●センター分科会支援センター分会

(地域包括支援センター・在宅介護支援センター)

副会長
東村山市北部地域包括支援センター 鈴木 博之

地域包括ケアシステムの構築に向けて、法律や制度などさまざまなしくみができています。しかし、仕組みだけでは機能しないため、それぞれをネットワークでつなく、“血液”のような役割が地域包括支援センターだと思います。特に、仕組みづくりの要となる自治体には、きちんと地域の状況を踏まえてもらうよう、わたしたちが注視しなくてはなりません。地域のマネジャーとしてさまざまな役割が求められているにもかかわらず、非常に厳しい職員体制の地域もあり、人員配置のバラつきに対しても訴えていく必要があります。

●センター分科会デイサービスセンター分会

(デイサービスセンター)

副会長・センター分科会長
あすなろみんなの家 今 裕司

介護保険の給付抑制の観点から、平成27年度の制度改正で一番大きな影響が予想されるのがデイサービスセンターです。要支援者を地域支援事業へ移行し、レスパイト機能は基本部分として薄く評価するようになるといわれています。「自立支援」を踏まえ、どんな機能を発揮させていくか、これが一番の課題です。また、地域の拠点機能としては、入所施設だけでなく、人が集うデイサービスセンターにもいえることであり、地域のリーダーシップを発揮する必要があると思います。

※本誌7P～10Pにて養護・軽費・センター各分科会のコーナーもございます。是非ご覧ください。



「地域貢献事業」に取り組んで ～もっと身近な存在に～



●中野友愛ホーム 介護主任 佐野由紀

特養の専門職が持つ知識や技術を地域へ還元

特別養護老人ホームにある様々な職種の職員が、持っている知識や技術をお伝えすることで何か地域の方々のお役にたてるのではと、今年度より始めたのが「地域貢献事業」です。

第1回目は9月の防災の日に「震災」をテーマとし、調理師による「誰でもカンタン非常時の食事作り」看護師による「とっさの手当て」を行いました。第2回目は11月に「特養ってどんなところ?」というテーマで、施設内見学や日々の生活の様子についてモニターを使った紹介、介護保険等についての相談を相談員が行いました。そして第3回目は3月に「専門職が伝える身体介護の実技講習」というテーマで、私たち介護職員が中心となって行いました。

演劇要素を取り入れ 介護技術を分かりやすく講習

どのようにしたら分かりやすく伝えられるか検討する中で、見て分かりやすく楽しく学んでいただけ



たらと思い、「在宅介護の一日」と題し、介護のコツとポイントを盛り込んだ演劇要素を講習会に取り入れることにしました。配役を決め、当日までリハーサルを繰り返すことで、改めて自分たちの日々のケアを見直す良い機会にもなりました。参加いただいた方の中には自宅でご家族を介護されている方が多く、大変熱心にメモを取られ、感心の声や時折笑いもあるなど、とても充実した講習会となりました。

介護職による、地域の方々を対象にした講習会は今までに経験がなく、分かりやすく伝え理解を得るにはどうすればよいか、伝える側にとっての思いや時間、緊張との戦いでした。

参加者の皆様からは感謝の言葉やもっと深く学びたい、開催を増やしてほしい、といった意見をいただき、役立つことが出来た喜びと、仕事への自信と誇りを感じることが出来ました。

今後も地域の方々と交流を深め在宅介護者の支援者となれるよう、また、在宅介護困難になられた方が安心して選ばれる施設となれるよう、一層努力していきたいと思います。



ひと言！ 物申す！



あなたは 特養における補足給付の適用見直しについて 賛成or反対

●経営検討委員会

特別養護老人ホームに入所する低所得者に食事と居住費を補助する、補足給付の支給を見直す方針が出されました。具体的には、年金等の収入以外に、入所の際に本人が資産(預貯金・不動産・配偶者の所得等)を申告し、給付対象とするかどうか判断する仕組みを導入するとしています。このことについて、皆さまはどのようにお考えでしょうか？

賛成

- 申告しなければ、負担が変わらない事に疑問を感じます。きちんとした調査が必要ではないでしょうか。(介護職員)
- 基本的には賛成ですが、都内でも、地域によっては、ほとんど該当者がいない、又は、通常の利用料の支払いもままならない方が多い施設もあるのが現状だと思います。(生活相談員)
- 特養入所に当たって、世帯分離している家族が多くいますが、負担能力のある家族がいるのも現状ではないでしょうか。(施設長)
- 支払い能力のある方には支払っていただけるのは良いと思います。(管理栄養士)
- 多額の遺族年金や障害年金等を受給している方が、二段階相当となっている方がいる現状は不公平感を感じます。非課税所得や預貯金を含めて計算の対象とすることは賛成です。(生活相談員)
- 現行の課税所得と非課税所得の区分をなくし、有資化できるものの総額で区分しても良いのではないかと思います。(介護支援専門員)

反対

- 配偶者の所得も計算に入れることは再考の余地があるのではないかと思います。現状でも二人の所得を合わせることで、自宅の配偶者が何とか生活出来ているケースもあるように思います。(介護職員)
- 資産調査に係る事務の手間や委託費用等を考慮に入れると、不動産まで計算に入れるのはどこまで出来るのかと思う。(介護支援専門員)
- 本人の申告がしっかりと確認が出来るのか、また調査の際の本人の心理的な抵抗感なども不安に感じます。(生活相談員)
- ショート利用者が特養入所となる場合、負担軽減額が変更になる場合も考えられ、家族への制度変更の周知に不安を感じます。(生活相談員)
- 在宅との負担金額に大きく差が生じてしまうので見直しは必要なし。(生活相談員)
- 入所者に偏った補助は反対、資産申告が適切に行われるとは思えない。特定の方のみ入所できない施設に対して補助を付けることは不平等である。(統括主任)
- 利用者の資産活用の強化ということで補足給付の保険給付を維持する考え方ではあるが、現在の補足給付の対象となっている利用者負担の第1段階～第3段階までの基準を見直すべきだと思う。(施設長)

部会の動き

- 2月14日 高齢者施設福祉部会およびセンター部会合同総会を開催
- 4月1日 高齢者施設福祉部会およびセンター部会が統合し、東京都高齢者福祉施設協議会が発足

職員 研修

Hop Step Jump

第9回 『インフォーマルな同職種交流から見てきたモチベーションの専門性の向上とは』

●生活相談員スキルアップ研修会 平成20年度Dグループ
富田なつき・菊池司郎・伊藤元子・佐伯はつみ・前田峰希

■研修会で意気投合、定期的な交流へ

私たちは東京都社会福祉協議会の高齢者施設福祉部会生活相談員研修会が主催する「生活相談員スキルアップ研修会」に参加していた、平成20年度Dグループメンバーです。研修会で意気投合し、研修会でのつながりを大切にしたいと考え、研修終了後も定期的集まり相談員同士の情報交換を行い、平成25年度のアクティブ福祉in東京にてその取り組みについて発表させていただきました。

■5年間で21の施設見学が施設改善に生きる

グループメンバーの施設見学から始め、2~3ヶ月に一度、定期的集まりました。当初特別養護老人ホームを回っていましたが、その交流の輪は広がり、特養以外の様々な事業所にも見学に伺うようになりました。見学した日に次の予定を決める形をとり、これまで5年間の中で21施設に伺っています。

見学先では施設長や相談員の方々にお話を伺い、独自の取り組みや相談員同士の業務についての意見交換を行いました。

研修会終了当初は、1年~3年未満の経験年数の相談員の集まりであったため、自分自身の業務への取り組みに不安感が多くありました。

しかしながら、交流会を経て目標や課題を共有することで、各々抱えた課題に対する改善点が根拠をもった形で明確になり、その結果様々な成果を得



ることができました。具体的には、緊急入所の受け入れや他施設間での相談員同士の業務研修の実施、介護報酬の加算改定への取り組み等、施設運営を担う一員として、施設内での改善活動へとつながることができ、その体験がモチベーションの維持につながっています。

■施設外の輪を広げ、1人職種でも質向上めざす

施設内外において生活相談員に期待されている役割は多くありますが、生活相談員は配置基準上、各施設に1名という状況です。インフォーマルな活動であるからこそ、お互いの悩みを共有し、モチベーションの維持・向上につながっています。

私たちの活動は今後も続けていきます。同じような活動グループが増え、輪が広がり、相談員の質向上に、ひいては高齢者サービスの質向上となることを期待しています。

●主な協議会関係研修会等の予定 (6月~8月)

- 6月14日 生活相談員
- 6月16日 スキルアップ研修会(第2回)
- 6月16日 チームマネジメントを学ぶ合宿研修(一)
- 6月16日 デイサービス新任職員研修(区部開催1日目)
- 6月20日 ユニットケア連絡会(第1回)
- 6月20日 施設管理検討委員会
- 6月20日 施設長研修会
- 6月26日 新会計基準に関する研修会(仮題)
- 7月1日 災害時における食事提供(経験から見たもの)(仮題)
- 7月15日 ボジショニングに関する研修会(仮題)
- 7月14日 サービススマナー研修会(第1回)
- 7月16日 デイサービス新任職員研修(市部開催1日目)
- 7月18日 介護報酬請求事務に関する研修会(基礎編)
- 7月20日 生活相談員
- 7月22日 スキルアップ研修会(第3回)
- 7月22日 デイサービス新任職員研修(区部開催2日目)
- 7月22日 チームマネジメントを学ぶ合宿研修(二)
- 7月25日 機能訓練指導員のための情報交換会
- 8月7日 サービススマナー研修会(第2回)
- 8月8日 ユニットケア連絡会研修会
- 8月16日 生活相談員
- 8月22日 スキルアップ研修会(第4回)
- 8月22日 デイサービス新任職員研修(市部開催2日目)

※4月末時点での予定となりますので、内容の変更・中止となる場合があります。また、記載していない研修会が開催される場合もあります。詳細は会員向け開催通知等でご確認ください。

養護に期待される役割とは

—『養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究報告書』の目指すところ—

●養護老人ホーム浴風園 施設長 寺尾 徹

1 公的サービスの対象となりにくい要支援高齢者が増加

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備を進めているが、都市部においては①用地費に多額の経費を要すること、②建設に必要な広い用地の確保が容易にできないこと、など、環境の中で施設サービス中心の施策だけでは限度があります。

さらに、住み慣れた地域で生活し続けたいという住民ニーズに応える必要があることから、なるべく訪問型の在宅サービス支援策を充実することにより施設サービスの代替施策を推進することが求められています。

こういう社会状況の中で介護保険等の公的サービスの対象となりにくい要支援高齢者（認知症や精神疾患や身体・知的障害のある高齢者や虐待を受けた高齢者、地域で阻害された高齢者等）の養護老人ホームへの措置が増加してきています。

今後都市部における急激な高齢化にあいまって社会的に阻害される高齢者も同様に増加すると想定されています。



2 ニーズを的確に把握し、各自治体の実態に見合った施策の実施を

これらの社会的ニーズに対応するためには、施設でなければ生活できない高齢者に対しては施設サービスを適切に提供することが必要です。それとともに、住み慣れた地域での生活を希望する要支援高齢者が安心して暮らせる環境を整えるため、地域包括支援センター等との連携を強化し、施設機能を活用した生活支援サービス等を提供することが求められます。さらに、相談支援等のソーシャルワークにも施設を運営する社会福祉法人が社会貢献事業として取り組むことを求められているとしています。

こうした施策を実施するためには、サービス提供に必要な専門知識を有する人材の養成・確保や、生活環境改善のため、個室化等の施設整備を行う必要があります。

しかしながら、養護老人ホームに対する国庫補助が平成16年度に交付税交付金に一般財源化されたこと、また、各自治体の高齢化の状況や福祉インフラの整備状況等によってニーズも多様であることから、全国均一に全ての施策を実施することが厳しい自治体の財政状況の中で、必ずしも効果・効率的であるか、という点も考慮する必要があります。

各自治体の実態に見合った施策を実施推進すべきであることから、自治体が策定する地域包括ケアに関する施策立案に際して、的確なニーズ把握に基づき実施事業を明確にし、各自治体において必要な財政措置を主体的に講じられることが肝要であるとしています。

軽費老人ホームにおける BCPの役割と必要性について

●愛生苑ケアハウス 施設長 平出 肇

愛生苑でのBCP策定に至る背景

愛生苑ケアハウスは平成9年4月に特別養護老人ホーム80床と合築でオープンしました。特養ホームの定員80名に対してケアハウスは16名と小規模なため、基本的には特養ホームと一体的な経営を行っています。

さて、昨今では東日本大震災や異常気象による風水害・土砂災害・雪害など、未曾有の災害によって施設経営が窮地に立たされる場面が度々発生しております。こうした状況下でも社会福祉施設は利用者の方々が安全かつ安心して生活を続けられるよう、また地域の要援護者や帰宅困難者受入も含めて継続的にサービスを実施しなければなりません。非常事態の中でいかなる手法に基づいて事業を継続して行くかについて、事前に検討・計画することが、施設経営にとって非常に重要なファクターとなります。

愛生苑ではこれらを踏まえ、特養ホーム・ケアハウスを含めた施設全体でのBCP*を策定しました。

ケアハウスにおけるBCPの必要性

同一建物内の施設であっても、特養ホーム利用者と自立型のケアハウスでは利用者の特性が違うことを考慮した災害時対応を行わねばなりません。これらの視点を踏まえ、施設全体におけるBCPを見直し、ケアハウスの特性を盛り込んだBCPに改定する作業を



現在進行形で行っています。このBCPの改訂にあたっては、東日本大震災での事例を教訓に、利用者の方々からのご意見も参考にしながら進めることとしました。

まず、災害発生時に安心して居室フロア4階に留まっていたくために、防災備蓄品を整備しました。内容は1日分の非常食、水分、懐中電灯、簡易トイレ、防災頭巾等で、これらをリュックサックに入れた状態で全戸数に配備しました（写真参照）。

次に施設設備面では非常用自家発電装置が消防用に限定されているため、停電時対策として非常用LED*ライトを全居室に設置、非常用階段には簡易照明器具を配置（電源は小型ポータブル発電機）、水関係では地上部の受水槽下部に蛇口を設置、現在これらの条件によりBCPの改訂作業を行っております。

今後の課題

改訂後は、BCPに基づいた訓練や地域合同防災訓練、自治体との連携等を踏まえて更なるブラッシュアップを図りたいと考えています。そして施設経営理念である「愛と共生」、利用者の方々、家族の皆様、地域の皆様、職員等、かかわるすべての人々が安全・安心で快適に暮らしを続けて行けるよう努力してまいります。

*BCPとは…事業継続計画（Business continuity planning）の略。地震や事故に備え、被害を最小限に抑え、必要な業務が継続できるよう、事前に定める計画のこと

*LEDとは…発光ダイオードの略

デイサービス分会の活動について

●副会長・センター分科会長 今 裕司（あすなろみんなの家 施設長）

介護保険法改正・介護報酬改定に向けて

デイサービスは、介護給付から区市町村事業への移行、機能訓練・医療的ケア・認知症対応といった機能による類型化など、制度改正・報酬改定で最も大きく変化し影響を受ける状況にあると言えます。

デイサービス分会では、「デイサービスの課題検討委員会」を中心として、最新の情報を提供していくとともに、会員センター職員の「現場の声」を基にした、通所サービスに関する制度や報酬の在り方についての検討を進め、施策提言等の活動につなげていきます。皆様の積極的なご参加をお願いいたします。



平成25年度デイサービス新任職員研修の様子

「デイサービスの機能検証」に関する調査・研究

課題検討委員会のもう一つの取り組みとして、客観的なデータによってデイサービスの機能を明らかにする「デイサービスの機能検証事業」を進めています。客観的なデータを基に、市民や行政機関等にもデイサービスの効果を説明できることを目的としています。

「デイサービスの支援効果研究」に基づいた研修等



デイサービスの支援効果研究委員会では、利用者自身が語った“デイサービスの効果”を基に、我々が行っている（行うべき）支援行為や技術を明らかにしました。その成果を基にして、『よくわかる高齢者デイサービス』テキストの作成や、「新任職員向け」「通所介護計画書作成」といった研修の展開を行っています。



今、支援センターに求められるもの

●東村山市北部地域包括支援センター 管理者 鈴木 博之



大改正が予測される次期介護保険制度

既にご承知の通り、介護保険部会・介護給付費分科会で平成27年度介護保険制度改正に向けた検討が進められています。

要支援者や特別養護老人ホーム対象者への給付のあり方等、今回の改正は、介護予防が制度に位置づけられ、また地域包括支援センターが設置された平成18年度改正に匹敵する大きなものとなることが予測されます。

加えて忘れてならないことは、2025年に向け、国が進める地域包括ケア体制の構築(図1)を視野に入れた本格的な改正のスタートになるということです。

そして支援センターについて、現在出されている国の資料を見ると、いたるところで、「機能強化を図る」といった表現が出てきます(図2)。

支援センターから“地域包括ケア”に向けた提案を

この4月より、(旧)センター部会 支援センター分科会は、東京都高齢者福祉施設協議会 センター分科会 支援センター分会として新たにスタートを切りました。

スタートに当たり、これまで同様、ネットワークづくりや包括的・継続的ケアマネジメント支援、支援センター業務の見せる化に焦点を当てた委員会活動の継続、地域ケア会議の定着に向けた取り組みを強化するとともに、もう一つの大きな課題に取



【図1】

り組まなければならないと考えています。

地域包括ケアの議論を見れば明らかなように(もちろん支援センターの位置づけもそうですが)、時代はオール日本でもオール東京でもなく、区市町村中心の流れになっています。

日常業務で体感することですが、同じ区市町村でも日常生活圏域・町によって、利用者の生活状況、環境・資源、そして住民の意識も様々な特性があります。

その中で、「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていける体制」をどう実現するのか?

言い方を変えれば、その実現に向け、支援センターがどう関わるのか・・・

公的な相談支援機関として住民から求められているのは、「個別の生活課題解決+住み続けられる体制づくり」ではないでしょうか。

そのためには、区市町村や住民等に強く働きかける、いわば“発信力”“提案力”といった力が必要になります。

こうした力を磨き、「日常業務に忙殺されて」といったネガティブな状況から「支援センターが中心となって体制を作る」というポジティブな発言ができるよう、リニューアルされた支援センター分会は、活動をさらに充実させていきたいと考えています。

【図2】

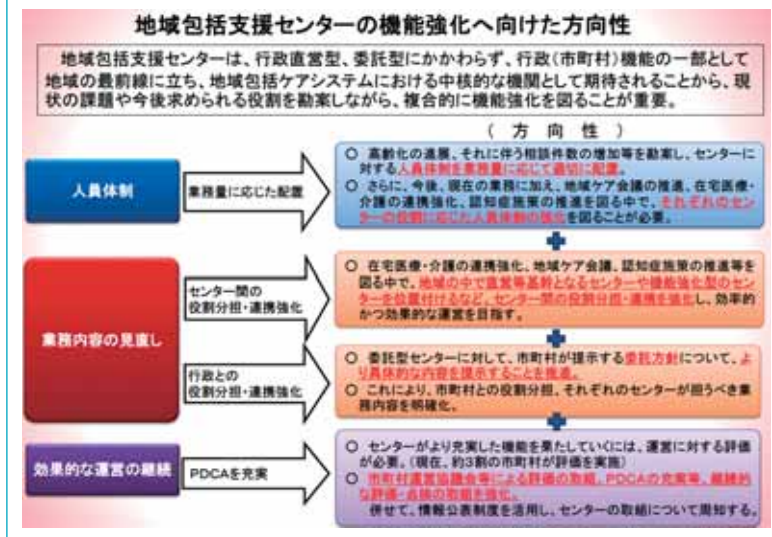


図1・図2ともに 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等に掲載



ブロック長紹介

南多摩ブロック

(町田市、日野市、多摩市、稲城市)

- 特別養護老人ホーム浅川苑

施設長 小林 晶子



「つながりを求めて」

南多摩ブロックは、3～4施設の集まりの稲城・多摩・日野と、18施設をまとめる町田の4市で構成されています。

情報を求める3市と組織の出来上がっている町田が集う事で相乗効果が生まれ、毎回活発な意見交換がされています。

これは、生活相談員と栄養士のそれぞれの研修会でも同様で、それぞれが持つ情報やノウハウを惜しみなく提供し合い、施設の為に活かしあう、そんな風土が南多摩ブロックにはあるように感じています。

今後は、センター分科会とも連携して「地域包括ケアシステム」の構築に向けてそれぞれの役割が果たせるよう一層努力してまいります。

八王子ブロック

(八王子市)

- ファミリーマイホーム

施設長 清水 正喜



「行政と連携した独自モデル構築を目指して」

八王子ブロックは、各ブロックの中で唯一八王子市のみで構成されています。そのため、普段からの交流も盛んで情報交換だけではなく、困難事例についても行政と26ヶ所ある施設が連携しながら対応しております。風船バレーボール大会においても、利用者様の重度化が進む中で担当者の方々の創意工夫により、今年度で第20回を開催することとなります。試合を通じて利用者様やご家族、そして付き添っている職員が、一つひとつのプレーに一喜一憂する姿を見るたびに、感動で胸が熱くなってきます。

平成27年度には、八王子市は東京都初の中核市となる予定です。今後増々行政との連携を強化し既存の制度を活用しながら、新たなモデル構築ができるよう、様々なご意見を集約し市への提言を行っていきたいと考えております。

息切れは歳のせいではない

●ウエルガーデン伊興園 看護部長 井出由利子

COPDとは肺気腫と慢性気管支炎を包含する病気の概念です。

肺気腫は気道が狭くなって、うまく空気を吐き出すことが困難になった病態で、

①労作時の息切れ ②咳 ③喀痰

を主症状とする進行性の慢性疾患です。

COPDの最大の原因は「喫煙」です。

喫煙者はブリンクマン指数：1日の喫煙本数×喫煙年数を計算してみましょう。

この指数が200以上で異常が始まり、400を超え

るとCOPDや肺がんのリスクが増大します。

この病は進行性で正常に戻ることはありませんが、治療（薬物と酸素吸入）と生活習慣の改善、即ち禁煙で症状を大幅に改善できます。

”禁煙は簡単だよ、だって私は200回も禁煙したのだから”と言うジョークがあり、禁煙の難しさが「COPDは人が作った病気」と言われる由縁を表しています。



健康問題
health



第9回高齢者福祉研究大会 「アクティブ福祉in東京'14」 口演発表者及びポスター発表者募集

第9回高齢者福祉研究大会「アクティブ福祉in東京'14」における口演発表者及びポスター発表者を募集します。ぜひとも貴施設・事業所での日頃の取組みについての実践報告や研究報告などを発表する場としてご活用ください。

実践研究発表

パワーポイントを使用し、一人あたり発表時間15分、質疑応答5分程度で研究内容を発表します。

ポスター発表

取組み内容をポスターにまとめ、会場に掲示します。1人あたり発表時間7分、質疑応答3分程度で研究内容を発表します。参加者はポスターを自由に見回することもできます。

その他

5月7日(水)に応募者を対象とした「抄録記入に関する研修」を、7月23日(水)に発表決定者を対象とした「事前研修」を計画しています。沢山のご応募をお待ちしております。

※詳細は、「アクティブ福祉in東京'14発表者募集要項」をご覧ください。募集要項は「東京都高齢者福祉施設協議会」ウェブサイトに掲載されています。

日 程 ■ 平成26年9月30日(火) 9:20 ~ 17:00
 会 場 ■ 京王プラザホテル(新宿区)
 応募対象 ■ 東社協 東京都高齢者福祉施設協議会 会員施設・事業所従事者 または ボランティア
 備 考 ■ 発表者は大会への参加申し込み(参加費6000円)が別途必要となります
 問い合わせ ■ 東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当
 TEL: 03-3268-7172 FAX: 03-3268-0635
 ホームページ ■ <http://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/>
 「東京都高齢者福祉施設協議会」で検索

アクティブ福祉実行委員会(研究発表WT)

編集

後記

社会人一年生
となられた多くの
の新任職員の皆様、ご
就職おめでとうございませ
と期待に胸を膨らませながら
者介護にご尽力されている
思います。皆さんと一緒に「東
高齢者福祉施設協議会」も新
一歩を歩み出しました。老後
した生活を送ることのできる
くりを目指し、施設サービス
宅サービスが一体的に連携し
市東京の高齢者社会を築いて
こととなります。その実現の
も制度改正に対する発信力を
てゆかなければなりません。

「アクティブ福祉」は介護の魅力を発信し、広くその活動を知っていただくための広報活動をおこなって参りました。新任職員の初心が大切なように、初心を忘れず身近な地域での活動を発信し続け、その活動を協議会全体で強化応援できる架け橋のような広報誌を目指して参りますので今後とも宜しくお願ひ申し上げます。

(ニューフジホーム 神田 祐)